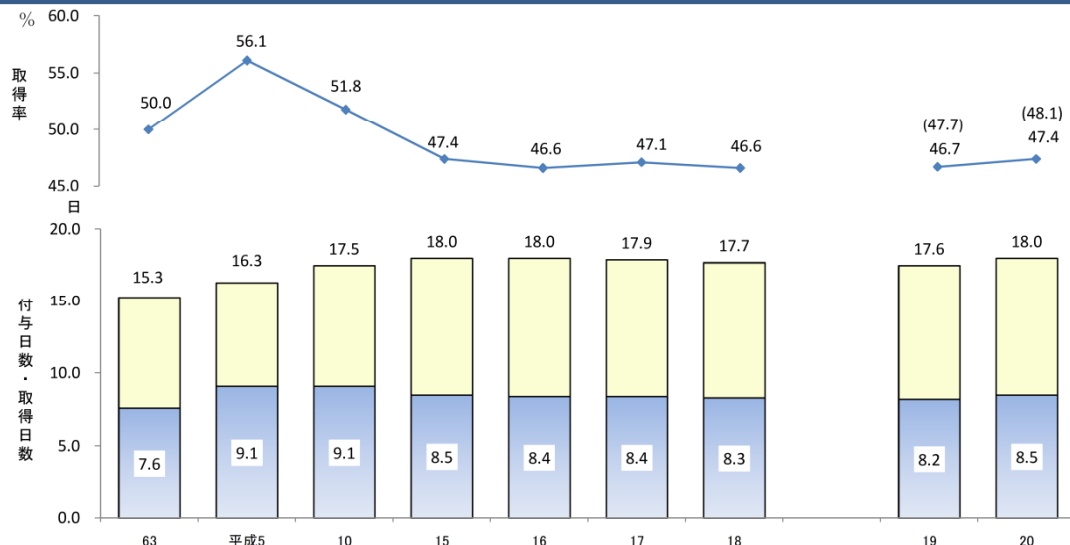


「労働時間等見直しガイドライン」を改正します

Why

改正の背景①

年次有給休暇の取得率については近年5割を下回る水準にとどまっています。



(注) 調査対象は18年以前は本社の常用労働者30人以上、19年以降は常用労働者30人以上(いずれも民営企業)

改正の背景②

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、「休暇取得促進への支援措置」として本指針を見直すこととされました。

What

労働時間等見直しガイドラインを改正

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)とは、

労働時間、年次有給休暇等について、労働者の生活と健康に配慮し、多様な働き方に対応できるよう、事業主等が取り組むべき事項を定めたものです。

※「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づくものです。

How

主な改正のポイント

年次有給休暇について、事業主に対して次のような改善を促します。

(適用日:平成22年4月1日)

- 労使で年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上への具体策を検討しましょう。
- 取得率の目標設定を検討しましょう。
- 計画的付与制度の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮しましょう。

※「計画的付与制度」とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度のこと。

- 2週間程度の連続した休暇の取得促進を図る際、全労働者が取得できるような制度の導入に向けて検討しましょう。

第7回21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)結果の概況(抄)

2 夫の休日の家事・育児時間別にみた状況

子どもがいる夫婦は、夫の休日の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向がある。

夫婦について、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第6回調査時の夫の休日の家事・育児時間別に、この6年間の出生の状況をみた。

子ども1人の夫婦では、「家事・育児時間なし」で32.4%、「6時間以上～8時間未満」で82.0%に第2子が生まれている。また、子どもがいる夫婦全体でみると、「家事・育児時間なし」で14.7%、「6時間以上～8時間未満」で54.4%に第2子以降が生まれており、家事・育児時間が長いほど子どもが生まれている割合が高くなる傾向がある。(表7、図5)

表7 夫の休日の家事・育児時間別にみたこの6年間の出生の状況

(単位：%)

		総数			子どもなしの夫婦			子ども1人の夫婦			子ども2人以上の夫婦			
		総数	出生あり	出生なし	総数	第1子出生あり	出生なし	総数	第2子出生あり	出生なし	総数	第3子以降出生あり	出生なし	
夫の休日の家事・育児時間	総数	(100.0)	100.0	41.8	58.2	100.0	47.6	52.4	100.0	65.4	34.6	100.0	21.8	78.2
	家事・育児時間なし	(8.2)	100.0	36.1	63.9	100.0	51.2	48.8	100.0	32.4	67.6	100.0	6.3	93.7
	2時間未満	(30.8)	100.0	35.9	64.1	100.0	47.2	52.8	100.0	45.8	54.2	100.0	11.3	88.7
	2～4時間未満	(21.2)	100.0	36.5	63.5	100.0	43.4	56.6	100.0	61.3	38.7	100.0	17.9	82.1
	4～6時間未満	(12.7)	100.0	49.9	50.1	100.0	59.1	40.9	100.0	74.0	26.0	100.0	30.9	69.1
	6～8時間未満	(5.5)	100.0	54.0	46.0	100.0	40.0	60.0	100.0	82.0	18.0	100.0	28.0	72.0
	8時間以上	(18.3)	100.0	51.5	48.5	100.0	100.0	-	100.0	74.2	25.8	100.0	32.5	67.5

注:1)集計対象は、①または②に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第7回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第6回調査までの間に結婚し、結婚後第7回調査まで双方から回答を得られている夫婦

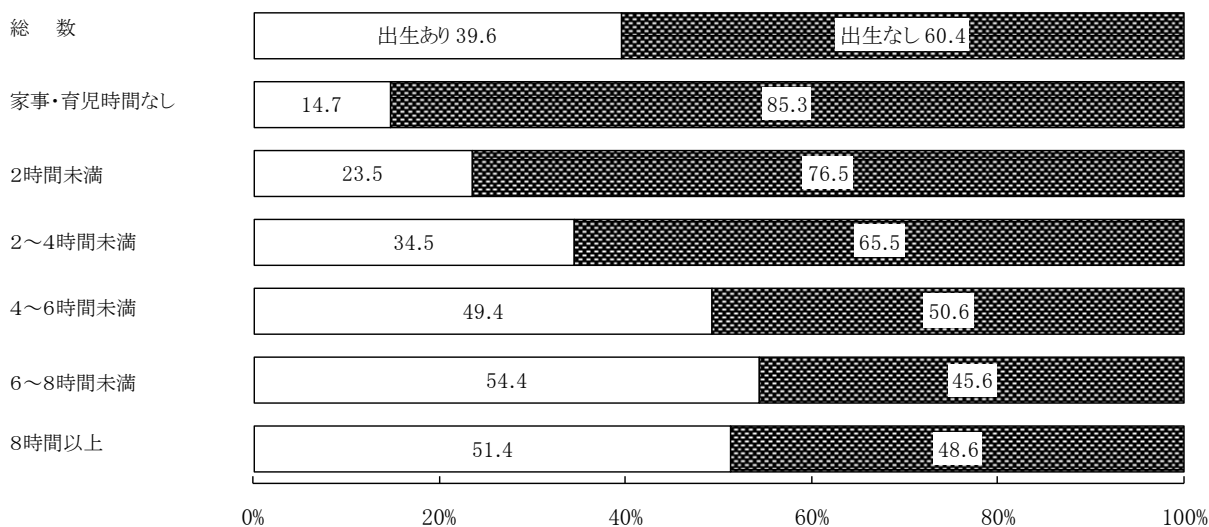
2)家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第6回調査時の状況である。

3)「子どもなしの夫婦」「子ども1人の夫婦」「子ども2人以上の夫婦」は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第6回調査時の状況である。

4)6年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

5)総数には、家事・育児時間不詳を含む。

図5 夫の休日の家事・育児時間別にみたこの6年間の第2子以降の出生の状況



注:1)集計対象は、①または②に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第7回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第6回調査までの間に結婚し、結婚後第7回調査まで双方から回答を得られている夫婦

2)家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第6回調査時の状況である。

3)6年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

4)総数には、家事・育児時間不詳を含む。